

茨監告示第4号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条
第4項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年6月15日

茨木市監査委員	美田憲明
同	伊藤真紀
同	小林美智子
同	滝ノ上万記

第1 茨木市職員措置請求（以下「請求」という。）の受付

1 請求人

住所（ 略 ）

氏名（ 略 ）

2 茨木市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の提出
措置請求書の提出日は、平成27年4月27日である。

3 請求の内容

請求人提出の措置請求書による請求の要旨は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

市下水道の水路（法定外公共物）の占用許可を受けた部分において、長い期間にわたって占用の目的外使用が続いている所があります。具体的には、高瀬川に架けられた橋が、駐車場として使用されております。

その状態が、かなりの間ずっと続いていることがどうしても気になったため、市の所管課に現状の写真を持参し、状況の改善を申し入れました。

その時点では、市がそれに対応するとしても、そのために要する期間がそれ相当必要と考えましたので、所管課にそれを一旦お預けすることにし、しばらくの間、状況を注視することにしました。

その後、状況が変わらないまま数か月が経過したため、市の意向を一度確認しておきたいと思い、幾度か所管課と意見交換を行いました。

その中で、事態の改善に向けて積極的に臨んでもらえそうな話が、少しでも出てくることを話し合いのたびに期待していたのですが、残念ながら、そのようなこともなく、結局、最悪の場合として覚悟はしていたとはいえ、私の申し入れは、当初からまともに受け止めてもらえてなかったこと、また今後も状況の改善はもはや見込めないと、その時はっきり確認できました。

また、ちなみに茨木市法定外公共物管理条例第15条には、『許可に付した条件に違反している者に対しては、必要な措置を講じることを命じる。』等ができる規定、また同条例第17条には『許可に付した条件に違反している者は、50,000円以下の過料に処する。』と明確に規定されておりますが、現在までそれらが適用された事例はないようです。

以上から、占用の目的外使用の事実が地方自治法第242条第1項「財産の管理を怠る事実」に該当すると思われるため、事務監査請求を行うもの。

目的外使用が行われている部分の場所

① 別院町1-21

② 宮元町1-18

①、②ともに高瀬川に懸けられた橋

(2) 措置請求

所管課にとって、目的外使用している事例は他にも多くあり、十分に
対応しきれない、ということがあるかも知れませんが、しかし、当該事
例は、他のものとは切り離して捉えるべきで理由は以下のとおりです。

第1点目、この当該場所では、来訪者の一時的な駐車などではなく、
自家用車の駐車場として、極めて長期間、10年以上続いているものもあ
ること。

第2点目、車両のうち一台は明らかに業務車両、他の一台も何がしか
企業と関連する車両と思われることから、その所有者、或いは所有に関
わっていると思われる企業が、市の所管課の訪問などで目的外使用を認
識している中、企業として、近年、特に厳しく社会から求められている
コンプライアンスを無視してまで、敢えて『目的外使用』を続けること
は、極めて悪質なケースとあると言えること。

第3点目、当該場所が、大勢の人々の行きかいが絶えない所で、非常
に目立つ存在となっていること。

以上3つの点から、今回の事案は、市が最優先に、かつ早急に対処す
べき事例であると確信し、申し入れを行ったものです。

また一方、市は地方自治法第138条の2に定める『条例に基づく事務
を誠実に管理し及び執行する義務を負う』はずの市の事務である茨木市
法定外公共物管理条例第15条及び第17条の執行を、施設の適正な管理
のためには不可欠な方策であるにもかかわらず、その責任を果たそうと
せず自ら放棄していると言わざるを得ません。

以上のとおり、下水道事業管理者である市長は、水路の占用の許可を
受けた部分の長期間にわたる目的外使用に対して、過料を科すこと等も
なく、その目的外使用の状態を放置し、公共物である水路の適正な管理、
監督を怠ってきたことは明らかです。

したがって、当該占用許可を受けた部分の目的外使用を直ちに止めさ
せるとともに、適正な施設管理を行うために、悪質な目的外使用者に対
しては、茨木市法定外公共物管理条例第15条及び第17条の積極的な適
用を要求します。

(3) 措置請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」とい
う。）

- ① 現場所在図（別院町1番21号及び宮元町1番18号付近） 1件
- ② 写真（別院町1番21号及び宮元町1番18号付近） 4件
- ③ 茨木市法定外公共物管理条例（一部抜粋） 1件
- ④ 水路占用許可条件（写し） 1件
- ⑤ H27.4/6～4/27までの駐車実態調査表（以下「駐車実態
調査表」という。） 1件

4 請求の要件審査

請求は、形式上、所定の要件を備えているものと認め受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の要旨及び陳述の内容から、事実証明書の写真のとおり、水路上の通路橋に自動車が増車されており、水路占有許可条件に違反しているとして、下水道課（現下水道施設課。以下同じ。）へ通報したが、同課の職員がそれを放置している。また、茨木市法定外公共物管理条例（平成16年茨木市条例第23号。以下「管理条例」という。）に規定する措置を行わないため、現在も水路占有許可条件の違反状態が続いていることから、財産の管理を怠る事実がある旨主張しているものと解される。したがって、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるのかどうかを監査対象事項とすべきものとした。

2 監査対象部課

建設部 下水道施設課

3 請求人の証拠の提出及び陳述並びに関係職員の陳述聴取

- (1) 措置請求書及び事実証明書の内容に関して、関係書類の提出を求め調査した。
- (2) 平成27年5月27日、関係職員（建設部長、下水道施設課長、同課長代理兼水路係長）から陳述の聴取を行った。
- (3) 平成27年5月27日、請求人に対し法第242条第6項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人は、陳述書を提出し、また、陳述において請求の要旨の補足を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求について監査した結果、次の事実が確認できた。

(1) 水路占有許可等について

- ① 管理条例は、茨木市が権原に基づき管理する公共の用に供する下水道法（昭和33年法律第79号）が適用される下水道及び河川法（昭和39年法律第167号）が適用又は準用される河川以外のもの（ため池、堤、用排水路等でこれらと一体をなしている施設を含む。）を水路等とし、認定外道路を含め、法定外公共物と定義し、法定外公共物の管理に関し必要な事項を定めている（管理条例第1条及び第2条）。
- ② 法定外公共物の占有（法定外公共物の敷地に工作物、物件又は施設を設け、継続して法定外公共物を使用することをいう。）をしようとする者は、茨木市法定外公共物管理条例施行規則（平成17年茨木市規則第5号）で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない（管理条例第6条）。

- ③ 市長は、法定外公共物の占用に係る行為が、法定外公共物の管理に重大な支障を及ぼさず、かつ、やむを得ないと認められるときに限り、占用の許可をすることができ、必要な条件を付することができる（管理条例第7条及び第14条）。

水路占用許可に際しては、「占用部分を申請目的以外（駐車場等）に使用しないこと。」との条件を付している。

- ④ 市長は、占用の許可に付した条件に違反している者に対して、必要な措置を講じるべきことを命じること等ができる（管理条例第15条）。
- ⑤ 管理条例第15条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処する（管理条例第17条）。

(2) 高瀬川について

高瀬川は、茨木市内水路網図に記載されている水路である。

(3) 別院町1番21号に係る水路占用許可について

- ① 別院町1番21号の東側に隣接する水路「高瀬川」に通路橋が架けられてあり、その部分（以下「別院町水路占用部分」という。）について、平成23年4月1日付けで占用許可がなされ、許可条件として「占用部分を申請目的以外（駐車場等）に使用しないこと。」との条件が付された。
- ② 駐車実態調査表によれば、平成27年4月6日から27日にかけて、別院町水路占用部分に自動車が増車されているときがあった。
- ③ 関係職員の陳述によれば、平成23年5月10日、8月18日、9月13日、10月12日、平成27年5月18日及び19日に占用者の自宅を訪問し、別院町水路占用部分に自動車を増車しないよう、占用者等へ口頭による指導を行った。
- ④ 陳述時に関係職員が提出した写真によれば、関係職員は、平成27年5月19日午後4時37分以降、別院町水路占用部分に自動車を増車している状態を見ていないとのことである。

(4) 宮元町1番18号に係る水路占用許可について

- ① 宮元町1番18号の東側に隣接する水路「高瀬川」に通路橋が架けられてあり、その部分（以下「宮元町水路占用部分」という。）について、平成23年4月1日付けで占用許可がなされ、許可条件として「占用部分を申請目的以外（駐車場等）に使用しないこと。」との条件が付された。
- ② 駐車実態調査表によれば、平成27年4月6日から25日にかけて、宮元町水路占用部分に自動車が増車されているときがあった。
- ③ 関係職員の陳述によれば、平成27年3月及び5月15日に占用者の自宅を訪問し、宮元町水路占用部分に自動車を増車しないよう、占用者へ口頭による指導を行った。
- ④ 陳述時に関係職員が提出した写真によれば、関係職員は、平成27

年5月19日午後1時33分以降、宮元町水路占用部分に自動車を駐車している状態を見ていないとのことである。

(5) 現地確認について

監査委員事務局職員が、平成27年5月20日、29日及び6月10日に現地確認を行ったところ、別院町水路占用部分、宮元町水路占用部分ともに、自動車の駐車は見られなかった。

2 監査委員の判断

(1) 住民監査請求の対象

住民監査請求制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な「公金の支出」、「財産の取得、管理又は処分」、「契約の締結又は履行」、「債務その他の義務の負担」、「公金の賦課又は徴収を怠る事実」、「財産の管理を怠る事実」を対象としている。

(2) 財産の管理を怠る事実

財産の管理を怠る事実とは、「公有財産を不法に占有されているにもかかわらず何らの是正措置を講じない場合等をいう（昭和38年12月19日付け自治省行政課長通知）。」とされており、使用許可条件に著しく反する使用がされているのに、これを放置しているような場合も該当すると解されている。

(3) 別院町水路占用部分及び宮元町水路占用部分の許可条件違反

請求人によれば、別院町水路占用部分及び宮元町水路占用部分において、自動車の駐車という許可条件違反が長期間続いていたので、下水道課へ何度も通報したが、許可条件違反の状態は変わらなかった。

また、請求人は、許可に付した条件を長期間にわたり違反している者に対しては、管理条例に基づき、必要な措置を講じることを命令し、その命令に違反した場合は過料を科すことを、積極的に行うべきであると主張する。

許可条件違反が長期間継続していること、また、是正されるような効果的な措置を講じていないことは、適正な水路管理とはいえない。

しかしながら、本件請求後、改めて下水道施設課職員が指導を行ったところ、監査委員事務局職員の現地確認では、平成27年5月20日以降、自動車の駐車は見られず、実態として、許可条件違反の状態は是正されていた。

よって、別院町水路占用部分及び宮元町水路占用部分について、違法、不当に財産の管理を怠る事実があるとはいえない。

以上、本件請求には理由がないと判断する。

付 記

請求人が平成 25 年に行った茨木市職員措置請求の監査結果において、「水路不法占用（許可のない水路占用）について、管理条例に基づき水路不法占用者への状況に応じた実効性のある指導、措置対策を講じられる」ことを要望した。今回は、水路占用許可条件違反に関するものであったが、水路管理上、一体として指導等を行っていくべきである。

本件請求は、請求人の再三の通報に対する市の対応に不信の念を抱いたことによるものであると思われる。水路の適正管理の観点から、また、公平性の観点から、本件請求のような水路占用許可条件違反を看過することがないよう、水路占用許可条件遵守の徹底した指導に努められるよう要望したことを付言する。